

消防防災科学技術研究推進制度における
研究上の不正行為への対応指針

平成19年8月

総務省消防庁

目次

| | | |
|----|-------------------|-----|
| 第1 | 目的 | … 1 |
| 第2 | 対象となる不正行為 | … 1 |
| 第3 | 対象となる研究資金制度等 | … 1 |
| 第4 | 不正行為に対する基本姿勢 | … 1 |
| 第5 | 不正行為と認定された者に対する措置 | … 2 |
| 1 | 措置の決定手続き | … 2 |
| 2 | 措置の対象者 | … 2 |
| 3 | 措置内容 | … 3 |
| 4 | 措置と訴訟との関係 | … 5 |
| 5 | 措置内容の公表 | … 5 |
| 6 | 措置内容等の公募要領等への記載 | … 5 |
| 第6 | 関係府省との連携等 | … 6 |

第1 目的

本指針は、総務省消防庁が実施する「消防防災科学技術研究推進制度」において配分する公的研究資金（以下「研究資金」という。）により実施された研究活動における「研究上の不正行為」に対して、消防庁が厳格に対処するために必要な事項をまとめたものであり、研究上の不正行為を未然に防ぐことを目的とする。

第2 対象となる不正行為

本指針が対象となる研究上の不正行為は、研究成果の中に示されたデータや調査結果等の「捏造」、「改ざん」及び「盗用」とする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

(1) 捏造

存在しないデータや研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第3 対象となる研究活動等

本指針の対象となる研究活動等は、次によるものとする。

(1) 対象となる研究活動

研究資金により実施される研究活動とする。

(2) 対象となる研究者

本指針の対象となる研究者は、前(1)の研究資金の配分を受けて研究活動を行う研究者とする。

(3) 対象となる研究機関

本方針の対象となる研究機関は、前(2)の研究者が所属する機関、又は対象となる研究資金を受けている機関とし、大学、公的試験研究機関、民間企業等が該当する。これらを本指針では、総称として「研究機関等」と称する。

第4 不正行為に対する基本姿勢

研究上の不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学技術そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学技術への信頼を揺るがし、科学技術の発展を妨げるものであることから、決して許されるものではない。また、不正行為は研究者の存在意義を自ら否定し、自己破壊につながるものでもあり、研究機関等や総務省消防庁はその究明に際して厳しい姿勢で臨まなければならない。

そのため、不正が明らかになった場合の総務省消防庁における手続きについて、第5のとおり

定めるとともに、総合科学技術会議や文部科学省など関係府省と連携し、研究機関等に対する不正に関する調査及び処分の手続き、研究資金の打ち切り・返還等必要な措置を講ずるものとする。

なお、不正行為に対して厳正に取り組むべきであるが、学問の自由を侵すものとなつてはならないことはもとより、大胆な仮説の発表が抑制されるなど研究を萎縮されるものとなつてはならず、むしろ不正行為への取組が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨に留意し、取組を進めていく必要がある。

第5 不正行為と認定された者に対する措置

1 措置の決定手続き

(1) 措置の検討体制

- ① 総務省消防庁は、配分した研究資金に係る研究活動において、研究上の不正行為を行ったとして研究機関等により認定された者（以下「被認定者等」という。）に対する制裁措置（以下「措置」という。）について検討及び決定を行うものとする。
- ② 総務省消防庁は、前①の検討を行う場合には外部有識者の助言を求めるものとし、必要な体制を整えるものとする。
- ③ 外部有識者は、原則として、不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究方法等、研究活動における不正行為についての的確な判断を下すために必要な知見を持つ者、かつ、被認定者等や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない者とする。

(2) 措置の検討手順

- ① 総務省消防庁は、研究機関等から研究上の不正行為の認定について報告を受けた後、措置について検討を開始する。
- ② 措置の検討に当たっては、認定を行った研究機関等に対するヒアリング等を行い、不正行為の認定に係る調査内容、調査方法・手法・手順、調査を実施した者等を確認する。その上で、不正行為の重大性、悪質性、被認定者等それぞれの不正行為への関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無などを考慮し、外部有識者による助言を踏まえながら、速やかに措置についての検討結果をまとめる。なお、被認定者等の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。
- ③ 総務省消防庁は、措置の決定に当たって外部有識者の助言を尊重しなければならない。

(3) 措置決定の通知

総務省消防庁は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する研究機関等に通知するとともに、研究資金を配分する関係府省に対して情報提供を行うものとする。

2 措置の対象者

措置は、次の者を対象とする。

- (1) 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む、以下同じ。）

- (2) 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された者

3 措置内容

総務省消防庁は前2に掲げる者に対して、以下の措置のうち、一つあるいは複数の措置を講ずる。

なお、原則として、措置の内容は以下に掲げるものを標準とするが、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者等の不正行為の具体的な関与の度合いや不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとする。また、特に必要と判断するときには、以下に掲げるものによらない措置をとることを妨げない。

特に告発等がなされる前に論文等を取り下げている場合に係る被認定者等に対する措置は、前2(3)に掲げる者に対しては講じないこととする。また、前2(1)に掲げる者に対しても情状によって適切な配慮を行うものとする。さらに、告発等がなされた後、直ちに当該論文等を取り下げた場合、前2(3)に掲げる者に対しては措置を講じないことができるものとする。

(1) 研究資金の打ち切り

① 不正行為があったと認定された研究に係る研究資金について

前2に掲げるすべての者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を打ち切り、当該資金にあって、措置決定時において未だ配分されていない研究費の残額、あるいは次年度以降に配分が予定されている研究費については、以後配分しない。

なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への研究配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに判断するものとする。

② 前①以外に配分されているすべての研究資金について

前2(1)及び(2)に掲げる者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る研究資金以外の、現に配分されているすべての研究資金にあって、措置決定時において未だ配分されていない研究費の残額、あるいは次年度以降に配分が予定されている研究費については、以下のとおりとする。

ア) 前2(1)及び(2)に掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後配分しない。

イ) 前2(1)及び(2)に掲げる者が研究分担者又は、研究補助者となっている研究については、当該者の研究費使用を認めない。

(2) 不正行為に係る研究資金の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める。返還額については、次の①及び②を原則としながら、不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響を考慮し、定めるものとする。

なお、次のいずれの場合も、当該研究に係る契約等を総務省消防庁と締結した者が第一

次的な責を負うものとする。

① 未使用研究費等の返還

ア) 当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究に係る契約等を総務省消防庁と締結した者に対し、未使用の研究費の返還や、契約済みであるのが納品されていない場合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。

なお、違約金の支払い義務が発生した場合は、原則として当該研究に係る契約等を総務省消防庁と締結した者の負担とする。

イ) 当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究に係る契約等を総務省消防庁と締結した者に対し、前2に掲げるすべての者に係る未使用の研究費の返還や、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。

なお、違約金の支払い義務が発生した場合は、原則として当該研究に係る契約等を総務省消防庁と締結した者の負担とする。

② 研究費全般の返還

研究資金の配当当初から不正行為を行うことを意図していた場合など極めて悪質な場合は、当該研究に係る契約等を総務省消防庁と締結した者に対し、不正行為があったと認定された当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。

なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かについては、事案ごとに判断するものとする。

(3) 申請の不採択

① 前2に掲げる者が研究代表者として申請される場合

不正行為が認定された時点で、第3章で示した研究資金制度を対象として前2に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない。

② 前2に掲げる者が研究分担者又は、研究補助者として申請されている場合不正行為が認定された時点で、第3章で示した研究資金制度を対象として前2に掲げる者が研究分担者又は、研究補助者として申請されているものについては、当該者を除外しなければ採択しない。また、採択後に当該者の除外が行わないまま採択されたことが判明した場合は、その選択を取り消すことができる。

(4) 研究資金の申請制限

前2に掲げるすべての者に対して、第3で示したすべての研究資金制度への申請を制限する。制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合に応じて以下の区分に従い定める。

なお、他府省所管の公的研究資金制度を活用した研究活動に不正行為があった者による申請も、他府省等が行う不正行為に対する措置に応じて同様に扱うものとする。

① 前2(1)に掲げる者

研究代表者、研究分担者及び研究補助者として、第3で示したすべての研究資金制度

への申請について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年。

② 前2(2)に掲げる者

研究代表者、研究分担者及び研究補助者として、第3で示したすべての研究資金制度への申請について、同じく2年から10年。

③ 前2(3)に掲げる者

研究代表者、研究分担者及び研究補助者として、第3で示したすべての研究資金制度への申請について、同じく1年から3年。

4 措置と訴訟との関係

総務省消防庁が行う措置と研究機関等の認定に関する訴訟との関係については、以下のとおりとする。

(1) 措置後に訴訟が提起された場合

総務省消防庁が措置を行った後、研究機関等が行った不正行為の認定について訴訟が提起されても、認定が不適切である等、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続するものとする。

(2) 措置前に訴訟が提起された場合

総務省消防庁が措置を行う前に、研究機関等による不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。措置を行った後の取り扱いについては前(1)による。

(3) 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

① 措置を行った後、研究機関等による不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、ただちに措置は撤回される。措置により研究費等の返還がなされていた場合は、総務省消防庁はその金額を措置対象者に再交付することができる。

② 前①のとき、措置により研究費の打ち切りがなされていた場合は、総務省消防庁は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを判断するものとする。

5 措置内容の公表

総務省消防庁は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金名及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、研究機関等が行った調査結果報告などについて、速やかに公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における不正行為に係る被認定者等の氏名・所属を公表しないことができる。

6 措置内容等の公募要領等への記載

総務省消防庁は、研究上の不正行為が明らかになった場合に自らがとる措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、公募要領や委託契約書（付属資料を含む）等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して申請あるいは契約するように取りはからうものとする。

第6 関係府省との連携等

総務省消防庁は、研究上の不正行為に厳格に対処するとともに研究上の不正行為そのものの撲滅を目指し、関係府省と連携・協力して取組の強化等を努めるなど、不断の取組を行うものとする。